

中南米地域統合を巡る動向

■ EU・メルコスール間のFTAが大枠合意

中南米地域における地域経済統合は、大きく分類するとメルコスールと太平洋同盟に分けられる。メルコスールは、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの4カ国で構成され、太平洋同盟はメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国が正規加盟国だ。メルコスールの主要国であるブラジルとアルゼンチンの政権が左傾化した2000年代は、管理貿易を行うなど対外的な通商協定の締結には向かわなかった。しかし、2015年にアルゼンチンで、2016年にブラジルでそれぞれ政権交代が行われて以降、共に自由開放路線を敷き始め、域内連携強化と対外交渉を積極的に行い、2017年からはEUとの交渉も加速した。

同FTA交渉は2000年4月から開始していたが、中断と再開を繰り返し、約20年をかけて2019年6月27日、ベルギーのブリュッセルで政治合意に至った。発効までは数年を要する見込みだ。7月15日から17日にかけてアルゼンチンで開催されたメルコスール首脳会議において、同FTAの合意内容が採択された。今後はEUおよびメルコスール加盟各国での議会承認を経て発効する。同FTAでは、市場アクセスに加えて、中小企業、衛生植物検疫（SPS）措置、貿易の技術的障害（TBT）、知的財産などが含まれる。市場アクセスでは、乗用車の関税が発効後15年で撤廃される。工業製品はEU側でほぼ100%、メルコスール側では90%自由化される。センシティブ品目の関税は15年をかけて削減される。農産品はEU側で99%自由化されることで、メルコスール諸国は、農産品の輸出拡大に期待を寄せている。

■メルコスールは諸外国との交渉を加速

メルコスールは、EFTA（アイスランド、スイス、ノ

ルウェー、リヒテンシュタイン）、カナダ、韓国、シンガポールとFTA交渉を続けている。EFTAとは、2017年6月に交渉を開始し、2019年6月に第9回交渉を終え、交渉は最終局面を迎えている（2019年7月末時点）。2018年3月に交渉開始したカナダとは、四半期に1度のペースで交渉を進めており、2019年7月に第6回交渉を終えた。2019年末までに合意に至ることを目指す。韓国とは、2018年5月に交渉開始し2019年7月までに第3回交渉を終えた。2020年内の合意に向け協議を進めている。シンガポールとは、2018年10月に交渉開始し、2019年4月に第1回交渉を実施した。

メルコスールと日本については、2018年7月に東京で開催された「第21回日本ブラジル経済合同委員会」で、日メルコスールEPAの早期妥結の必要性で両国経済界が一致した。また2019年7月29日と30日にブラジルのサンパウロで開催された第22回日本ブラジル経済合同委員会では、日伯両国は経済・産業協力をさらに拡大する大きなポテンシャルを有するとの点で意見が一致した。新たな法的枠組みの確立を伴う物品・サービス貿易の自由化やルール整備の必要性も確認され、日メルコスールEPAに関する早期の共同研究会設立など、日伯経済界がEPA実現に向けて引き続き官民で対話を行っていくための共同声明が採択された。

■太平洋同盟のオブザーバー国が拡大

太平洋同盟では、2019年7月にリマで開催された第14回首脳会合で、韓国およびエクアドルが準加盟国候補に加わった。準加盟国候補を含むオブザーバー国は、アルメニア、カザフスタン、アゼルバイジャン、フィリピンが加わり合計63カ国に拡大した。本首脳会合のメインテーマは保護主義への対抗、汚職問題対策、廃プラスチック対策などの環境問題だった。また「リマ宣言」が採択された。同宣言では、2018年7月に採択された「戦略的ビジョン2030」を経済統合の基本的プラットフォームと

表1 太平洋同盟加盟国と準加盟国候補とのFTA締結状況

	正規加盟国				準加盟国候補					
	メキシコ	コロンビア	ペルー	チリ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	エクアドル	韓国
メキシコ		発効 (1995年1月)	発効 (2012年2月) CPTPP署名	発効 (1999年8月) CPTPP署名	発効 (1994年1月) CPTPP発効	CPTPP発効	CPTPP発効	CPTPP発効	なし	なし
コロンビア	発効 (1995年1月)		発効 (2006年1月)	発効 (2009年5月)	発効 (2011年8月)	なし	なし	なし	なし	発効 (2016年7月)
ペルー	発効 (2012年2月) CPTPP署名	発効 (2006年1月)		発効 (2009年3月) CPTPP署名	発効 (2009年8月) CPTPP署名	CPTPP署名 二国間FTA署名 (2018年2月)	CPTPP署名	発効 (2009年8月) CPTPP署名	なし	発効 (2011年8月)
チリ	発効 (1999年8月) CPTPP署名	発効 (2009年5月)	発効 (2009年3月) CPTPP署名		発効 (1997年7月) CPTPP署名	発効 (2009年3月) CPTPP署名	発効 (2006年11月) CPTPP署名	発効 (2006年11月) CPTPP署名	発効 (2010年1月)	発効 (2004年4月)

(注) グレーは発効済み、CPTPP署名は2018年3月8日。

(出所) 各国貿易担当省ウェブサイト

表2 太平洋同盟の加盟国・オブザーバー国

ステータス	条件	会合出席	国名	国数
正規加盟国	全加盟国との間で二国間FTAを締結	全会合	チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー	4
加盟国候補 オブザーバー国	全加盟国の半数とFTAを締結	全会合	コスタリカ、パナマ	2
オブザーバー国	閣僚評議会の承認のみ	首脳会合、閣僚会合のみ	アルゼンチン、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、米国、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、パラグアイ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、エジプト、モロッコ、韓国、アラブ首長国連邦、フィリピン、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、中国、シンガポール、タイ、ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、スロバキア、スペイン、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、英国、チェコ、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、オーストラリア、ニュージーランド、スロベニア	57
加盟国・オブザーバー合計				63

(注) オブザーバー国(加盟国候補も含む)が各会合に出席するためには議長国の招待が必要。準加盟国候補はオブザーバー国に含まれる。

(出所) 太平洋同盟ウェブサイト、「太平洋同盟オブザーバー国の参加指針」などから作成

していくことが再確認され、2030年に向けて域内貿易の統合などでさらなる関係強化を目指すことがうたわれた。また太平洋同盟協力基金設立協約が発効し、太平洋同盟公共調達参加ガイドラインの発行、スタートアップ企業

へのファイナンス、原産地証明書と衛生証明書の完全電子化スキームの導入、太平洋同盟内とエクアドルの非関税障壁の検索サイト(Export Access)の構築が採択された。

メキシコ、ペルー、チリが参加する包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ(CPTPP、いわゆるTPP11)は、2017年11月に米国を除いた11カ国で大筋合意に至り、2018年3月にチリのサンティアゴで署名された。各国での議会承認を得て発効するが、中南米の参加国であるメキシコ、チリ、ペルーでは、メキシコが2018年5月に国内の承認手続きを終えた。2018年12月30日、日本、メキシコ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールの6カ国で発効し、2019年1月14日にベトナムが加わった。なお、チリおよびペルーでは、2019年7月時点で、まだ議会での承認を得られていない。チリは2019年4月に下院での承認を経て上院で審議中だ(2019年8月現在)。ペルーでは今後下院での承認を得るプロセスとなる(2019年8月現在)。コロンビアは、サントス政権時の

2018年6月にCPTPPへの正式加盟申請をニュージーランドへ寄託したものの、同年8月に発足したドゥケ政権が、交渉中のものを除き新規の通商交渉を行わないという方針を示し、同政権はCPTPPへの加盟交渉は進めないと

表3 メルコスールと他地域との交渉を巡る動き

対象国・地域	時期など	内容
発効済み		
イスラエル	2009年	FTA発効
南部アフリカ関税同盟(SACU) ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、エスワティニ(旧スワジランド)	2016年	特惠貿易協定。メルコスール側で1,076品目、SACU側で1,026品目が関税低減の対象。
エジプト	2017年	FTA発効
締結済み(未発効)		
パレスチナ	2011年12月	2011年12月に署名も未発効
大筋合意		
EU	2019年6月	2019年6月27日にブリュッセルで政治合意。加盟国における議会承認待ち
交渉中		
EFTA	2019年6月	2017年6月にFTA交渉開始。2019年6月に第9回交渉を終了。交渉は最終段階。
カナダ	2019年7月	2018年3月にFTA交渉開始。第6回交渉を終了。2019年末の合意を目指す。
韓国	2019年7月	2018年5月にFTA交渉開始。第3回交渉を終了。2020年内の合意を目指す。
シンガポール	2019年4月	2018年10月にFTA交渉開始。第1回交渉を終了。
その他		
太平洋同盟	2018年-2019年	2018年7月にメキシコで開催された第13回太平洋同盟首脳会合ではメルコスール諸国の代表が招かれ、メルコスール諸国との経済関係深化に向けた「共同宣言」を採択。2019年7月に開催された第14回首脳会合では、2030年に向けて加盟国間の関係強化を目指したリマ宣言が採択された

(出所) 各国貿易担当省ウェブサイト等から作成

宣言した。他方、2012年12月から2015年9月までに13回の交渉を行い、その後停止している日本とのEPAについて、ドゥケ政権は交渉の再開に意欲を示している。

■ ブラジル・メキシコの自動車協定 (ACE55) が改定

2019年3月19日、ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) 経済補完協定 (ACE) 55号の付属書 I (通称「メキシコ・アルゼンチン自動車協定」) および付属書 II (通称「ブラジル・メキシコ自動車協定」) が改定された。付属書 I は、第6次追加議定書が公開され、完成車および自動車部品の域内原産割合 (RVC) が、これまでの35%で維持された [製品取引価格 (FOB) に占める原産材料

の価格合計が積み上げ方式で35%以上]。自動車部品の原産地規則は、同じくRVC35%もしくは関税分類変更基準 (CTC) が引き続き適応できる (後者はHSコード4桁レベル)。完成車における両国間の無関税輸入割当は3年間維持された。付属書 II は、第5次および第6次追加議定書が効力を失ったが、第7次追加議定書が発効するまでの間、両議定書の一部の項目が変更される形で運用されている (2019年7月末時点)。完成車は無関税輸入割当が撤廃され自由化された。一方、完成車および自動車部品のRVCは積み上げ方式で35%から40%に厳格化され、さらに自動車部品は原則、関税分類変更基準 (CTC) が使用できなくなった。自動車部品をメキシコからブラジルに輸出する企業にとっては厳しい内容となった。